

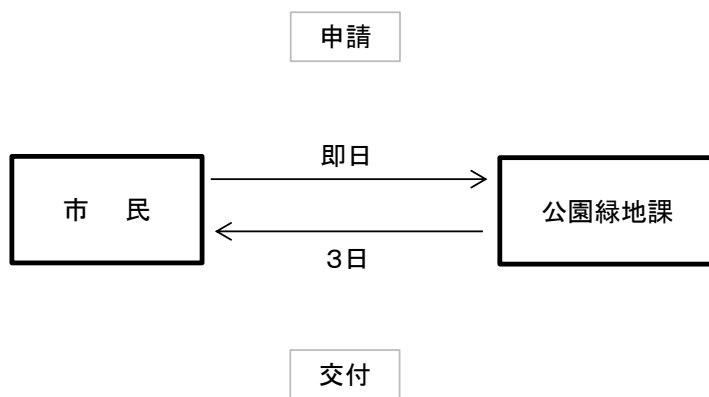
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	公園使用料減免	
処 分 の 概 要	都市公園の使用料を減免する。	
根 拠 法 令 名	松山市都市公園条例(昭和37年条例第40号)	
条 項	第16条	
所 管 課	公園緑地課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		3日
標 準 処 理 期 間		計 3日
判 断 基 準	公益上その他必要と認められる理由がある場合	
松山市都市公園条例		
第16条 市長は、公益上その他必要と認める理由がある場合は、使用者の申請により、使用料の全部または一部を免除することができる。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。